

(仮称) 仙酔島海浜広場の管理に関する
基本協定書 (案)

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 （本協定の目的）	1
第2条 （指定管理者の指定の意義）	1
第3条 （公共性の趣旨の尊重）	1
第4条 （信義誠実の原則）	1
第5条 （用語の定義）	1
第6条 （指定期間）	2
第7条 （会計）	2
第2章 指定管理業務の範囲及び実施条件	2
第8条 （指定管理業務の範囲）	2
第9条 （指定管理業務の実施）	2
第10条 （業務開始の準備）	3
第11条 （業務従事者の通知）	3
第12条 （第三者による実施）	3
第13条 （施設等の修繕）	3
第14条 （緊急時の対応）	3
第15条 （災害時等の対応）	4
第16条 （費用負担等の協議）	4
第17条 （情報管理）	4
第3章 物品の取扱い.....	4
第18条 （物品の取扱い）	4
第4章 事業計画及び事業報告.....	5
第19条 （事業計画）	5
第20条 （事業報告）	5
第21条 （業務実施状況の確認等）	5
第5章 指定管理料及び使用料（利用料金）	5
第22条 （指定管理料の支払）	5
第23条 （使用料（利用料金収入）の取扱い）	6
第6章 損害賠償及び不可抗力.....	6
第24条 （責任分担）	6
第25条 （損害賠償等）	6
第26条 （第三者への賠償）	6
第27条 （保険）	6

第28条	(不可抗力発生時の対応)	6
第29条	(不可抗力によって生じた損害の報告)	7
第30条	(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)	7
第7章	指定期間の満了	7
第31条	(業務の引継ぎ等)	7
第32条	(原状回復義務)	7
第33条	(物品の引継ぎ)	7
第8章	指定期間満了前の指定の取消し	8
第34条	(指定の取消し)	8
第35条	(指定期間終了時の取扱い)	8
第9章	その他	8
第36条	(指定管理業務の範囲外の業務)	9
第37条	(重要事項の変更)	9
第38条	(協定の変更)	9
第39条	(疑義についての協議)	9
別記1	附属設備	
別記2	物品(1)備品 (2)消耗品	
別記3	責任分担	
別記4	添付書類((仮称)仙酔島海浜広場指定管理業務仕様書)	
別記5	指定管理業務に関する個人情報取扱特記事項	
別記6	指定管理業務に関する情報セキュリティ特記事項	

(仮称) 仙酔島海浜広場の管理に関する基本協定書 (案)

福山市 (以下「甲」という。) と指定管理者〇〇 (以下「乙」という。) とは、次のとおり、(仮称) 仙酔島海浜広場の管理に係る基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

第1章 総 則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、(仮称) 仙酔島海浜広場を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、(仮称) 仙酔島海浜広場の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、(仮称) 仙酔島海浜広場の設置目的に沿って効果的、効率的にその機能を最大限発揮させることにより、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図り、もって住民の福祉を増進することにあることを確認する。

(公共性の趣旨の尊重)

第3条 乙は、(仮称) 仙酔島海浜広場の設置目的及び乙が行う(仮称) 仙酔島海浜広場の管理業務 (以下「指定管理業務」という。) の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理料 甲が乙に対して支払う指定管理業務の実施に関する対価をいう。
- (2) 仕様書 本協定書に添付する(仮称) 仙酔島海浜広場指定管理業務仕様書をいう。
- (3) 募集要項 旧福山市国民宿舎仙酔島跡地等利活用事業募集要項をいう。
- (4) 仕様書等 仕様書及び募集要項 (これに添付した資料を含む。) 並びにこれらに係る質問及び回答をいう。
- (5) 自主事業 (仮称) 福山市仙酔島海浜広場条例 (令和〇〇年条例第〇〇号。以下「条例」という。) 第〇〇条に規定する指定管理者が行う業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する事業をいう。
- (6) 事業計画書等 第19条並びに第36条に規定する事業計画書及び収支予算書をいう。
- (7) 使用料 条例第〇〇条の規定により、(仮称) 仙酔島海浜広場を使用する者 (以下「使用者」という。) から徴収する使用料をいう。

(注) 利用料金制を採用する場合

(7) 利用料金 条例第〇〇条の規定により、(仮称)仙酔島海浜広場の利用に係る料金で乙が自己の収入として収受するものをいう。

(8) 物品 (仮称)仙酔島海浜広場で使用中又は使用する予定で購入している備品及び消耗品をいう。

(9) 施設等 (仮称)仙酔島海浜広場の施設、附属設備及び物品をいう。

(指定期間)

第6条 (仮称)仙酔島海浜広場の指定管理者の指定の期間は、指定管理者指定書(〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日付け福山市指令第〇〇号)により、〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日から〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日までの5年間(以下「指定期間」という。)とする。

2 本協定の期間は、指定期間と同じ期間とする。

(会計)

第7条 指定管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 乙は、自己の経理とは独立した経理区分を設け、処理しなければならない。

3 本協定とは別に、指定期間中の会計年度ごとに、指定管理料の額その他の事項について、年度協定を締結する。

第2章 指定管理業務の範囲と実施条件

(指定管理業務の範囲)

第8条 指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、市長が処理すべき業務を除く。

(1) 条例第〇〇条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 施設の使用許可、使用許可の取消し及び使用の停止その他必要な措置を講ずることに関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(指定管理業務の実施)

第9条 乙は、関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、本協定、年度協定、仕様書等及び事業計画書等に従って、指定管理業務を実施するものとする。

2 乙は、条例第〇〇条に定める(仮称)仙酔島海浜広場の設置目的を最も効果的に達成できるよう指定管理業務を実施するとともに、広く市民の意見を反映するものとする。

3 乙は、(仮称)仙酔島海浜広場を市民が安全かつ安心して利用できるよう、また、美観を損ねることなく、常に良好な状態で維持するものとする。

4 乙は、(仮称)仙酔島海浜広場の附属設備^{別記1}を正常な性能が維持できるよう、日常

点検、定期点検等を行うものとする。

- 5 乙は、施設等を指定管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 6 乙は、施設、附属設備及び備品の形状、形質等を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 7 乙は、事業計画書等の内容が仕様書の水準を超える場合は、事業計画書等に示された水準により指定管理業務を実施するものとする。

（業務開始の準備）

第10条 乙は、指定管理業務を開始する日（以下「業務開始日」という。）までに、指定管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

（業務従事者の通知）

- 第11条 乙は、指定管理業務に従事する者並びにその従事する者の中から責任者を定め、あらかじめ甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、指定管理業務に従事する者に変更がある場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

（第三者による実施）

- 第12条 乙は、指定管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 乙が指定管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加した費用については、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加した費用とみなして、乙が負担するものとする。

（施設等の修繕）

- 第13条 施設の改修（〇〇万円以上の大規模修繕を含む。）を除き、施設等の修繕は乙が行うものとする。
- 2 施設等の修繕に要する費用で、甲又は乙のいずれが負担すべきか明確でないものについては、甲乙協議するものとする。

（緊急時の対応）

- 第14条 指定期間中、（仮称）仙酔島海浜広場内において事故、災害等不測の事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を始め関係機関に対してその旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因の調査に当たるものとする。

3 乙は、(仮称)仙酔島海浜広場の混雑、トラブル等の発生時には、要員を配置し、適切な案内及び誘導を行い、混雑の解消や事故の防止に努めるものとする。

(災害時等の対応)

第15条 乙は、大規模な災害等が発生した又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、避難所等としての使用その他の災害対応について、甲から要請があった場合には、協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請がない場合であっても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、市民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

(費用負担等の協議)

第16条 乙は、前条の規定により損害・損失及び費用負担が発生した場合には、内容の詳細について書面をもって甲に報告し、その負担について協議を求められることができるものとする。この場合において、甲はその求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失及び費用負担の全部又は一部を負担するものとする。

(情報管理)

第17条 乙は、指定管理業務に係り取得し、又は保有した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき取り扱うものとし、別記5個人情報取扱特記事項に従い、個人情報保護制度の適正な解釈及び運用を行わなければならない。

2 乙は、個人情報に対して開示請求があった場合は、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、指定管理業務に係り作成、取得又は保有をした文書(以下「公文書」という。)については、福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)に基づき開示請求があった場合は、甲の指示に従うものとする。

4 乙は、公文書の適正な管理に努め、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般に供するものとする。

5 乙は、公文書の取扱いについて、甲の指示に従うものとする。

6 乙は、公文書が不要となった場合又は指定の期間が満了し、若しくは指定を取消された場合は、その処理について甲の指示に従い、当該公文書を甲に引き継ぐものとする。

第3章 物品の取扱い

(物品の取扱い)

第18条 乙は、甲の所有に係る別記2に示す物品を、指定期間中無償で使用することができる。

2 乙は、故意若しくは過失により物品を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを弁償しなければな

らない。

- 3 第1項に定めるもののほか、乙は、あらかじめ甲と協議の上自己の費用により備品を購入し、又は調達し、指定管理業務のために使用することができるものとする。
- 4 乙は、(仮称)仙酔島海浜広場の管理運営に支障を来さないよう、消耗品を指定管理料その他の収入の範囲内で適宜購入し、又は調達しなければならない。

第4章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

第19条 乙は、甲が別に定める期日までに、各年度の事業計画書及び収支予算書(以下「事業計画書等」という。)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者の指定申請書に添付された事業計画書等において、年度ごとの事業計画等が明らかである場合で、甲が各年度の事業計画書等を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(事業報告)

第20条 乙は、毎年度終了後60日以内に、指定管理業務に関し、次に掲げる事項を記載した所定の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料の収入の実績 ※利用料金制を採用する場合「利用料金の収入の実績」
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況
- (5) その管理の実態を把握するために甲が必要であると認める事項

2 乙は、甲が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容及びそれに関連する事項について、乙に対して報告を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認等)

第21条 甲は、乙による(仮称)仙酔島海浜広場の適正な管理を期するため、乙に対して、指定管理業務の内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 甲又は甲の監査委員は必要と認めるときは、乙が行う指定管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことができる。

第5章 指定管理料及び使用料(利用料金)

(指定管理料の支払)

第22条 甲は、乙に対して別に締結する年度協定に基づき指定管理料を支払うものとする。

(使用料の取扱い)

第23条 甲は、使用料の徴収について、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第158条第1項に基づき、別に締結する委託契約によるものとする。

(注) 利用料金制を採用する場合

(利用料金収入の取扱い)

第23条 利用料金は、(仮称)福山市仙酔島海浜広場条例に規定する額の範囲内で甲の承認を受けて乙が定め、乙の収入として収受するものとする。

2 乙は、条例、規則等に定める基準により、利用料金の減免及び還付を行うものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(責任分担)

第24条 指定管理業務に関する責任分担については、別記3のとおりとする。

(損害賠償等)

第25条 乙は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲は、特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第26条 乙は、指定管理業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第27条 乙は、指定管理業務の実施に当たり、次の賠償額以上の保険に加入するものとする。

(1) 対人 身体賠償・・・1名につき 〇〇〇円(1事故につき 〇〇〇円)

(2) 対物 財物賠償・・・1事故につき 〇〇〇円

(不可抗力発生時の対応)

第28条 乙は、不可抗力の発生が予測されるとき又は発生したときは、それに伴う損害を最小限に止めるよう努力し、その影響を早期に除去するよう速やかに適切な措置をとらなければならない。

2 乙は、あらかじめ、不測事態における対応マニュアル及び緊急連絡網の作成等、不測

時における体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(不可抗力によって生じた損害の報告)

第29条 乙は、不可抗力によって施設等に損害が発生した場合は、その内容及び程度の詳細について書面をもって甲に報告するものとする。

(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第30条 不可抗力の発生により指定管理業務の全部又は一部の実施ができなくなった場合は、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により指定管理業務の全部又は一部を実施できなかった場合は、甲は、乙との協議の上、乙が当該指定管理業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、指定管理業務に関する引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、指定期間の満了前に、乙に対して甲の指定する者による(仮称)仙酔島海浜広場の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除きその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第32条 乙は、指定期間の満了時に、施設等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めたときは、乙は原状回復を行わずに、甲が別に定める状態で甲に施設等を返還することができるものとする。

3 甲は、乙が第1項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を乙に請求することができるものとする。

(物品の引継ぎ)

第33条 本協定の終了に際しての物品の引継ぎについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、甲の所有に係る備品を、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 乙は、第16条第3項に規定する備品について、原則として自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲が認めたときは、乙は、甲が指定する者に対してこれを引き継ぐことができるものとする。

(3) 消耗品については、現に使用中の消耗品は甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐ

ものとし、それ以外のものは乙の所有物とする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し

(指定の取消し)

第34条 甲は、乙（役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、任意の団体の場合は代表者及び法人の場合と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）を含む。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務の実施に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 関係法令、条例等又は本協定に違反したとき。
- (4) 関係法令、条例等又は本協定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (5) 指定管理者の指定の申請資格に不適合となったとき。
- (6) 経営状況が著しく悪化するなど、(仮称)仙酔島海浜広場の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (7) 清掃や設備の保守点検等の個別の具体的業務の委託契約（以下「委託契約」という。）その他の契約に当たり、その相手方（役員等を含む。）が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 委託契約に当たり、その相手方（役員等を含む。）が暴力団等に該当することを知らずに、当該相手方と契約を締結したと認められる場合において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わないとき。
- (9) その他乙が(仮称)仙酔島海浜広場の管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が被る損害については、甲はその賠償の責めを負わない。ただし、前項第9号に該当する事由が不可抗力の発生によるものであると甲が認めるときは、乙の損害額を認定し、その一部を負担することができるものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第35条 第31条から第33条までの規定は、前条の規定による指定管理者の指定の取消しについて、準用する。

第9章 その他

(指定管理業務の範囲外の業務)

第36条 乙は、(仮称)仙酔島海浜広場の設置目的に合致し、及び指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書等を提出し、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 自主事業に伴う収入は、乙の収入とする。

(重要事項の変更)

第37条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第38条 指定管理業務に関し、その前提条件若しくは内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第39条 本協定若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日

甲

福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 枝 広 直 幹 印

乙(指定管理者)

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇 印